

指 定 通 知 書

郵便局長 殿

愛媛県西予市長

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定により、当市の市県民税（特別徴収税額）の取扱局に指定しましたので通知します。

1	口 座 番 号	0 1 6 4 0 - 4 - 9 6 0 5 4 5
2	加 入 者 の 名 称	西予市会計管理者
3	取 り ま と め 局	徳島貯金事務センター

（注意事項）

特別徴収義務者が郵便局を通じて納入される場合には、市は郵便局を指定しなければならないことになっておりますので、上記の指定通知書に利用される郵便局名を記載して事前に郵便局へ提出してください。